

1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について、適切な執行がなされているかを監査しました。

監査の結果、98件の指摘と7件の意見・要望を行いました。

今回、各局共通の重点監査事項として「特命随意契約」を設定して、監査を行いました。

また、今回初めて「トップインタビュー」を実施しました。これは、監査委員が直接、各局の幹部職員と局を取り巻く事業環境や運営方針について質疑を行うとともに、局の内部統制の状況について確認するものです。

このほか、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が、東京都会計基準に準拠しているかについても、検証を行いました。

主な指摘、意見・要望事項は、次頁のとおりです。

各局共通の重点監査事項の監査結果

特命随意契約

平成19年度の特命による契約のうち、3,968件、約1,521億円について監査を実施しました。

監査の結果、16局に対して37件の指摘及び意見・要望を行いました。

特に、他の事業者でも履行が可能なものが多く見受けられたことから、速やかに競争性を適切に確保した契約方法に改めるよう求めました。

▶ 都営住宅に係る保証金等の返還方法を見直すべきもの

都市整備局は、都営住宅の退去者に対し、都営住宅の保証金等の返還がある場合は、ゆうちょ銀行の「通常現金払*」で返還していますが、「口座振替」も利用できるようにすれば、事務の効率化が図れるとともに、退去者にとってもより便利になります。



* これは、局が退去者の移転先に払出証書を送付し、退去者はゆうちょ銀行又は郵便局で6か月以内に払出証書と引換えに現金を受取る方法です。

(指摘事項 都市整備局)

▶ 効果的、効率的なシステム開発等に取り組むべきもの<重点監査事項>

平成19年度から稼動した新病院事業財務会計システム(委託金額:9,597万円)に、運用開始直後から不具合が生じたため、平成19年度、特命により追加開発委託(1億3,947万円)を行いました。しかし、その追加開発の内容は、旧システムに備わっていた機能であり、当初の委託で開発できたものであることから、追加開発を行っているのは適切ではありません。



(指摘事項 病院経営本部)

▶ 滞納処分の執行停止に係る事務処理を適正に行うべきもの

主税局は、高額滞納者について、滞納処分の執行の停止から2年を経過した日以後において、滞納者の資力が回復し徴収金の納付が可能であるか否か調査し、調査の結果、徴収金を

徴収することができないことが明らかであるときは、不納欠損として処理し、納税義務を消滅させることとしています。

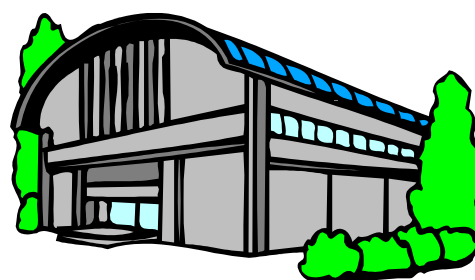
しかし、渋谷都税事務所では、高額滞納者Aが納付すべき個人事業税及び自動車税463万900円について、十分な調査を行わずに滞納処分の執行停止と不納欠損処理を行っていたので、事務処理を適正に行うことを求めました。

(指摘事項 主税局)

▶ スポーツ施設予約センターの特命随意契約の見直しを行うべきもの <重点監査事項>

建設局は、スポーツ施設予約センターにおける予約管理、抽選、利用案内等の業務を、高い機密性及び公平性が確保できる、「都市公園法」、「都立公園条例」等関連法規を熟知している、都立公園の指定管理者であり、公園管理業務に精通しているため、公園管理者との連携が円滑に行えることを理由に、財団法人東京都公園協会に特命により委託しています。

しかし、については、当該契約の仕様書で、個人情報の保護や機密管理について定めており、及びについては業務マニュアルを使えば、他の業者でも業務を行えることから、特命による随意契約の見直しを行うよう求めました。



(指摘事項 建設局)

▶ ごみ収集袋の用品指定について検討すべきもの

会計管理局が各局に対して実施した平成19年のアンケートによれば、ごみ収集袋の厚さを現行の0.022mmから0.02mmにしても支障がないという意見が9割以上にのぼ

りましたが、大口利用者である学校からの現状維持を求める意見に配慮し、用品指定を現状の0.022mmのままとしています。



しかし、0.02mmのごみ収集袋に変更することによって、市場価格で比べると4割程度の経費削減効果が見込まれること、大口利用者である学校においても0.02mmで支障がないという意見があることから、0.02mmのごみ収集袋を試行的に使うなどして、使用上の支障の有無を検証することを求めました。

(意見・要望事項 会計管理局)

東京都財務諸表について

平成20年定例監査では、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が東京都会計基準に準拠しているか検証しました。また、財務諸表の信頼性を担保するためには勘定科目の内訳を検証できる仕組みが構築されている必要があるため、財務諸表の基礎となる帳簿組織についても検証しました。

監査の結果は、以下のとおりです。

(1) 東京都財務諸表

東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。

(2) 帳簿組織

貸借対照表の各勘定科目の残高は、個々の内訳に至るまで追跡可能であり、検証可能性が確保されていました。

ただし、貸付金や収入未済を、財務会計システム以外のシステムで個別に管理している場合について、以下のような検討すべき課題が認められました。

一部の台帳には、個々の期末残高を速やかに合算集計する機能がない。

多くの台帳に、収入未済額(滞納分)を納入期限別に管理する機能(年齢管理機能)がない。

そこで、今後、各局において上記の課題を解決するため、必要な機能を備えるようシステム改善等を求めました。